

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	障害福祉サービス事業所等キャリアパス制度導入支援事業委託業務
発 注 課	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
選 定 事 業 者	公益財団法人介護労働安定センター
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は障害福祉サービス事業所等にキャリアパス制度（経験や資格に応じた昇給・手当制度など）の導入を支援し、福祉人材の職場定着の促進を目指す事業であるが、事業所の運營業態は多様であり、その抱える課題も様々なものがあるため、その実施にあたっては、人事労務知識だけに限らず、障害福祉業界に関する幅広い知見が必要となる。</p> <p>当該法人は「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）」に則り、福祉労働に関する総合的支援機関として、平成4年4月1日に厚生労働省所管の公益法人として設置されて以来、障害福祉・介護事業所における雇用の安定などを主な事業に掲げ、各事業所の様々なニーズに沿った取り組みを約30年に渡って実施している法人である。また、同事業を通して障害福祉分野に精通する社会保険労務士等との密接な連携体制を確保しており、本事業に適した相談員を安定的に確保することができる法人である。</p> <p>障害福祉・介護事業所における雇用管理の改善支援を行う法人として同法にて設置されている法人は他に無く、多種多様な運營業態の事業所が抱える様々な人事労務課題への深い理解や、本事業に適した専門知識を有する人材の安定的な供給力など、本事業を効果的に行う上で必要な要件を兼ね備えている唯一の法人であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とすることとし、当該法人のみを参加者として選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和5年4月27日